

受動喫煙防止対策に係る条例の考え方

平成30年10月
健康福祉部

これまでの受動喫煙防止の取組等

●これまでの受動喫煙防止の取組み

- 受動喫煙のない健康で快適な山形県を実現させるため、平成27年2月全国初となる「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、県民総参加で受動喫煙防止への取組みを推進してきた。

【「宣言」の目標（平成29年度）達成状況】

＜事業者等の取組み＞

① 子どもが主に利用する施設及び病院

【目標：敷地内禁煙の実施率100%】

施設種別	H26年度(基準)	H29年度
学校	小中 97.1% 高校 100%	100.0%
幼稚園	85.1%	100.0%
児童福祉施設	90.0%	100.0%
病院	64.7%	92.8%

② 公共性の高い施設（主なもの）

【目標：敷地内禁煙又は建物内禁煙の実施率100%】

施設種別	H26年度(基準)	H29年度
官公庁施設	90.2%	100.0%
社会福祉施設	68.9%	94.7%

③ 不特定多数の者が利用する施設（主なもの）

【目標：建物内禁煙又は完全分煙等の実施率を平成26年度と比較し倍増】

施設種別	H26年度(基準)	H29年度
飲食店	27.0% (40.0%)	31.0% (43.8%)
宿泊施設	30.6% (62.5%)	33.8% (60.5%)

(注) () 内は空間・時間分煙を含んだ実施率

＜喫煙マナーの向上＞

【目標：受動喫煙を受ける機会を平成24年度と比較し半減】

場所	受動喫煙を受けた者の割合	
	H24年度(基準)	H28年度
職場	31.9%	32.2%
家庭	17.0%	12.0%
飲食店	39.3%	34.7%

【「宣言」に基づく取組みへの評価】

- 県民の受動喫煙に関する理解が深まり、一定程度の成果や意識の醸成が進んだ。
- 一方、子どもの受動喫煙防止を図るための取組みの強化や飲食店、職場などで更なる取組みが必要である。

●改正健康増進法の公布

- 平成30年7月25日に公布された改正健康増進法において、学校等子どもが主に利用する施設は、「禁煙（屋外に喫煙場所設置可）」とすることなど施設の類型・場所ごとに対策を規定し推進することとされた。

●山形県受動喫煙防止対策推進委員会の設置

- 受動喫煙防止対策を効果的に推進するため、学識経験者や関係業界等で構成する「山形県受動喫煙防止対策推進委員会」を平成30年7月に設置した。これまでの「宣言」における取組み及びその成果並びに「宣言実行委員会」の意見を踏まえ、今後の効果的な受動喫煙防止対策について検討を行った。

1. 目的

受動喫煙が県民の健康に及ぼす悪影響に鑑み、受動喫煙の防止に関し、基本理念並びに県等の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民一人一人が他人の健康に配慮する受動喫煙のない地域社会の実現を図る

2. 基本理念

○県、市町村、県民、事業者及び施設の管理権原者、保健医療及び教育関係者、保護者（以下「関係者等」という。）が、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有し、相互に連携を図りながら取組みを推進

○「やまがた受動喫煙防止宣言」における取組及びその成果を活かし、法と併せて当該取組を更に推進することにより、健康長寿県やまがたを実現

○子ども、妊産婦等を受動喫煙が健康に及ぼす悪影響から守る
○県民一人一人が、県外からの来訪者を、受動喫煙を生じさせることがない環境をもって迎えるという意識を持って取り組む

3. 責務等

○県の基本的施策

- 受動喫煙防止のための取組を推進するための環境整備の促進、関係者に対する助言、支援等の実施
- 子どもや子育て世代等への受動喫煙防止のための教育等の推進
- 受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の健康への悪影響に関する知識、喫煙マナーの普及啓発や優良事例などの情報発信

○県の責務

- 受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進
- 受動喫煙の防止に関する施策について、関係者と連携し、及び協力して実施

○県民の責務

- 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい理解
- 喫煙マナーを遵守し、受動喫煙を防止

○事業者及び施設の管理権原者の責務

- 施設における受動喫煙防止に係る環境整備への取組
- その業種ごとに組織する団体における、受動喫煙防止運動の実施
- 従業員への受動喫煙防止対策及び受動喫煙防止に関する教育の実施

○保健医療及び教育関係者の責務

- 受動喫煙の防止のための情報発信及び教育の実施
- 県、市町村が実施する受動喫煙の防止の取組への協力

○保護者の責務

- 子どもへの受動喫煙の防止及び教育

4. 標識の表示

- 屋内禁煙の飲食店は、その旨を記載した標識を入口の見やすい場所に表示

5. 施設毎の対策

○施設毎の対策

	国（改正健康増進法）	
	施設の類型	講ずべき対策
第一種施設	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関	・禁煙（屋外に喫煙場所設置可）
	旅客運送事業自動車・航空機	・禁煙
第二種施設	第一種施設以外の多数の者が利用する施設（職場等）及び旅客運送事業船舶・鉄道	・原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室設置可）
	※飲食店も第二種施設に含まれる	
	既存飲食店の特例	
	客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5,000万円以下）が経営する 既存飲食店	・原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可、経過措置としての加熱式たばこ専用室設置可） ＜経過措置＞特例 ・主たる出入口への標識の掲示により喫煙可

(注) **既存飲食店** は、県独自の内容（罰則は設けない）

※ 旅館・ホテルの客室等及び人の居住の用に供する場所は対象とはしない（国と同じ）

県	
施設の類型	講ずべき対策
学校（大学等を除く）・医療機関・児童福祉施設等	・禁煙 (屋外にも喫煙場所を設けないよう努めるものとする)
大学・行政機関等	〔国と同じ 県では規定しない〕
同左	〔国と同じ 県では規定しない〕
改正健康増進法で規定する第一種施設以外の多数の者が利用する施設（職場等）及び旅客運送事業船舶・鉄道 ※下記の公共性の高い施設、既存飲食店を除く	〔国と同じ 県では規定しない〕
公共性の高い施設（社会福祉施設（老人・障がい）、美術館・博物館、図書館、体育館等、駅舎・バスターミナル、金融機関・郵便・水道・電気等の営業所（公共的空間のみ）、劇場、映画館、展示場、集会場、公会堂、観覧場、公衆浴場等）	・屋内禁煙 (喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室を設けないよう努めるものとする)
同左	・改正健康増進法の経過措置の特例に基づき、主たる出入口への標識の掲示により喫煙可とする既存飲食店においても、 受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする